（別紙）

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

○取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。
○今回の告示案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

御意見	御意見に対する考え方
変更事項1：すけとうだら4資源に係る資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更 **（変更箇所）別紙2－8　すけとうだら太平洋系群** **別紙2－9　すけとうだら日本海北部系群** **別紙2－10　すけとうだらオホーツク海南部** **別紙2－11　すけとうだら根室海峡** **別紙4－2　すけとうだら日本海北部系群**	
スケトウダラ太平洋系群において、目標管理基準を228千トン→256千トンに増やしているのがおかしい。親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする、とあるが、管理の意味が全くない。令和6年の資源管理評価でも全年齢魚で資源量が減っていることが示されているので、科学的根拠に基づいた厳格な管理をすべきだ。	目標管理基準値（MSYを実現する親魚量の水準）を含む資源管理目標の案、及び漁獲シナリオの案は、研究機関が最新の資源評価に基づき提案したものであり、漁獲シナリオに用いる調整係数は、10年後に50%以上の確率で目標管理基準値を上回る範囲で選択したものです。
別紙2－8 すけとうだら太平洋系群の第4 4(3)について、漁獲可能量の未利用量を繰り越さずにおくことで資源の回復が見込めるのではないか。また、毎年定量となることで観測もしやすくなるのではないか。	漁獲可能量の未利用分の繰越しについては、御意見のように未利用分を繰り越さない場合の漁獲シナリオもステークホルダー会合で議論した上で実施することとしたものです。ただし、その上限は、この範囲であれば許容可能であるとの研究機関のリスク評価に基づき定めています。
すけとうだら日本海北部系群の別紙4-2第3(4)生物学的許容漁獲量が増大していない状況は残してもよいのではないか。	令和7年度の資源評価結果においては、本系群の 2024年漁期の親魚量は MSY を実現する水準を下回り、親魚量の動向は直近 5 年間（2020～2024年漁期）の推移から「増加」と判断されていることを踏まえ、令和3年度の資源評価結果に関する記述は削除しました。
変更事項2：管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更 **（変更箇所）本則** **別紙2－16　まさば及びごまさば対馬暖流系群**	
変更事項2について、変更を支持します。今後、毎年の資源評価に依存しない定率での繰越し又は繰入れルールの早期整備を希望いたします。	御意見として承りました。
変更事項3：するめいかに係る漁獲シナリオ等の変更	
1　令和8管理年度の暫定漁獲シナリオに関する御意見	
・案の2（補足：米国でカナダマツイカ（スルメイカに似た単年性のイカ）の管理で採用された考え方をベースとした暫定漁獲シナリオ。再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことから、TACを期中変更する根拠がない。）を支持するが、単年性であるスルメイカは直近の資源状況により大きく漁獲が変動し、加入量の予測も大変難しい資源であることから、予測を超える加入があった場合に備えて、期中変更の規定について削除するのではなく、検討の余地を残すべき。 など、同趣旨の御意見が合計11件	令和7管理年度に導入されたTACの期中変更ルールは、 ・単年性資源であることから再生産関係に基づく加入量の予測が特に難しいこと ・冬季発生系群及び秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回る近年の低加入が当面継続する仮定（バックワード・リサンプリングを行う）であること を前提として、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに変更に係る手続を行うものです。 令和8管理年度の暫定漁獲シナリオは、再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がありません。 期中改定の規定を求める声があることは承知していますが、昨年、配分数量の超過により採捕停止命令を出さざるを得なかった事情を踏まえれば、それぞれ配分数量を前提として操業を行っていただきたいと考えています。 また、昨年のような小型するめいか釣り漁業における配分数量の超過を防ぐため、農林水産省としては、 ・漁業者や漁業団体、産地市場など関係者と協力して小型するめいか釣り漁業の漁獲量の迅速かつ的確な数量管理を行う体制の整備を進めるとともに、 ・仮に数量がひっ迫する場合には、他の大臣管理区分又は数量明示の道県との融通の調整を円滑に進めるよう、 努めてまいります。
・スルメイカの資源量が減っている中で、TACが当初比で令和7管理年度の約3.6倍となる案の2は採用すべきではなく、少なくとも、資源評価結果を踏まえた現行の漁獲シナリオを継続する案の1を採用すべきである。 ・案の2は、リスク評価が行われておらず、科学的でない。また、漁業法が求めるMSY水準や公海漁業協定の予防的アプローチなどの規定に則したものではない。 など、同趣旨の御意見が合計74件	スルメイカの寿命は1年であり、加入（卵からふ化・成長して漁獲の対象に加わることをいう。）の量は親魚の量のみならず、環境の影響を強く受けることから、精度良く予測することには難しい面があります。 令和7管理年度においては、冬季発生系群（主に太平洋を北上する群れ）の加入が、TAC設定時の予測値よりも良好であったことに伴い、同管理年度のTAC設定の際に導入されたTAC期中変更の規定が発動された他、クロマグロ以外では初めてとなる採捕停止命令が発出される事態が生じました。 このような令和7管理年度の状況等を受けて、再生産関係に基づく将来予測に依拠した漁獲シナリオの見直しを求める意見が出ている一方で、令和8管理年度は4月1日から始まるため、当該見直しを行う十分な時間が残されておらず、令和8管理年度以降複数年にわたって用いることを前提とした新たな漁獲シナリオの案を提示・議論の上、これを決定することは実態として困難でした。 このことから、令和8管理年度以降のスルメイカのTAC管理について、 ①令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオを採用し、 ②令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論する こととしました。 上記の認識の下、MSYや将来予測に依拠するとともにリスク評価が伴う漁獲シナリオの検討は、令和9管理年度以降に向けて行うこととし、ステークホルダー会合における議論も踏まえ、令和8管理年度限りの暫定措置は、参考とした外国の管理例の中で最も抑制的なTACとなる米国におけるカナダマツイカの管理で採用された考え方を用いた案の2を採用することとしました。 令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等について、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し議論することとしており、よりよいスルメイカTAC管理の実現に向けて検討してまいります。

・スルメイカのTACは、水域全体の生物学的許容漁獲量から算出する我が国の生物学的許容漁獲量を越えない量とされている。我が国の生物学的許容漁獲量を算出する際に用いる係数はスルメイカの総漁獲量に占める我が国の割合の最大値である6割としているが、水産資源の減少傾向を止めるためには見直し減らすべき。 など、同趣旨の御意見が合計2件	水域全体の生物学的許容漁獲量のうちどこまでを我が国分とするかについては、我が国の権益を確保する観点から、総漁獲量に占める我が国の割合のこれまでの最大値である6割としているところです。
・するめいかのように年変動が大きい資源については、単年度の漁獲量や短期的な評価に基づく判断は、資源状態を正確に反映しない可能性が高いため、TACや漁獲量の設定・変更にあたっては、単年度の結果を重視するのではなく、定期的かつ永続的に実施される資源調査（親魚量、加入量、海洋環境変動等）に基づく中長期的な評価を主軸とすべき。 ・TACの期中変更についても、短期的な漁獲進捗のみを根拠とするのではなく、事前に定めた調査結果の更新タイミングや評価基準に基づいて発動される仕組みとすることで、漁業者にとっても理解しやすく、計画的な操業が可能になる。 ・資源の持続可能性と漁業経営の安定を両立させるためには、場当たり的な調整ではなく、科学的調査を継続的に積み上げ、その結果を体系的にTACや漁獲管理へ反映させる制度設計が不可欠であり、資源管理方針にその方向性が明示されることを強く希望する。	今後のスルメイカのTACの期中変更については、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等の検討に向けて、令和7管理年度の期中の推定手法を研究機関でレビューした後、その結果を踏まえ、変更要件の明確化等ルールの検討を、水産機構の協力を得て行うこととしています。 その他の御意見については、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等は令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する予定としていることとしており、参考とさせていただきます。
2 小型するめいか釣り漁業における期間別管理導入等に関する御意見	
・地域間の不公平感を解消する観点から、年間を通じた一律管理ではなく、期間を区分した管理方式の導入を検討すべき。 ・期間別管理については、4月から11月までと12月から翌3月までの2期間に分けて行うこととしたい。 など、同趣旨の御意見が合計3件	いただいた御意見を踏まえ、小型するめいか釣り漁業に導入する期間別管理については原案を変更し、「4月から11月まで」と「12月から翌3月まで」とすることといたします。
・漁獲量等の報告に係る期限について、農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間は、陸揚げした日から3日以内とされているが、約2千隻が入会操業している小型いか釣り漁業にあっては、3日以内の報告は現実的ではなく、原則10日毎の報告としてほしい。	御意見として承りました。
3 国の留保に関する御意見	
・漁期、漁場が毎年変遷する特性、計画的な操業の確保の観点並びに異業種間の融通の促進の観点から、各漁業が留保に充てる（協力する）割当量からの数量には上限を設けず、かつ留保に充てた（協力した）数量（割合）は次期管理年度においても留保に協力した漁業に優先的に配分される仕組みが望ましいと考える。	第6の1の⑵の②の規定の下、当該大臣区分の算出配分量のうち「当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れることができる」数量の上限は設けていません。 その他、第6の5として、令和8管理年度においては第6の4に定める国の留保からの配分に係る規定は適用しない旨の規定を追加いたしました。 後半部分については、御意見として承りました。
・留保枠については、最低限のレベルに抑えて、関係する団体で責任をもって管理するべき。 など、同趣旨の御意見が合計3件	原案のとおり、令和8管理年度の国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的として、その数量は必要最低限とすることとし、200トンといたします。
・定置網漁業の特性を考慮して、国の留保の数量は令和7管理年度並みとするとともに、第6の4に定める国の留保からの配分に係る規定は残して欲しい。 など、同趣旨の御意見が合計3件	令和7管理年度のスルメイカTAC管理においては、当初配分の35%（6,700トン）を国の留保とし、資源管理基本方針で定めたルールに則して追加配分を行うルールとしていました。 そのような中で、多くの大臣管理区分及び道府県で漁獲量が積み上がり、国の留保からの追加配分の公平性について、関係者間に異なる意見が生じました。 このため、令和8管理年度については、各大臣管理区分及び数量明示の道県において当初配分数量を前提として適切な管理が行われるよう、国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とした必要最低限の数量である200トンのみとし、それ以外の分は全て当初で配分することが公平性の観点からも最良と考えました。 なお、第6の4に定める国の留保からの配分に係る規定は残していますが、令和8管理年度においては適用しない旨の規定を追加いたしました。 各大臣管理区分又は数量明示の道県ごとの管理を前提としつつ、配分数量の超過リスクへの対応として融通が果たす役割が重要となることから、融通が円滑に進むよう国として協力してまいります。
4 小型するめいか漁業の超過数量に関する御意見	
・管理・指導の範囲が広い小型するめいか漁業及び現行水準による超過は、管理・指導の立場にある漁業団体をはじめこれら団体を構成する漁業協同組合の代表者がTAC制度を理解してこなかったことや、それら団体等の管理・指導に当たるべき都道府県が「権限が無い」ことを理由に適切な管理・指導を行わなかったことが数量超過した主要因であり、この超過は起こり得るべくして起こった事態と認識している。このため、諸規定は整備されていたものの、令和7管理年度に限っては、犯意の無い多くの漁業者の操業に支障を及ぼすような取扱いは避けるべきであり、再発防止策を構築・運用させることをもって対応させるべきと考える。	御意見として承りました。

5　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等に関する御意見	
・「大臣管理漁業と知事管理漁業」および「先取りによる地域間の漁業者」の不公平の是正は急務であり、経済的に不利な零細漁業への配慮は当然必要である。諸外国の事例に学び、資源状態が悪い場合は大規模漁業を規制し、小規模漁業者の生活を守ってほしい。 ・いか釣り漁業者が生活を維持できる水準のTAC数量を確保すべきである。さらに、混獲が少なく資源への影響が相対的に小さい一本釣り漁業と、小型個体や産卵期を含めて高効率で大量漁獲が可能な網漁業を一律に管理する現行制度は、実質的に公平性を欠いている。漁法ごとの資源影響を反映した管理の導入について、真剣な検討が必要である。	都道府県及び大臣管理区分への配分の基準については、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する現行のルールが適当と考えています。なお、大臣管理区分間の配分については、この「別段の合意」に則して行われています。 このほか、令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとしています。 「先取りによる地域間の漁業者」の不公平との指摘については、小型するめいか釣り漁業で生じたものと理解しています。このため、当該大臣管理区分においては、令和8管理年度から公的管理として期間別管理を導入する改善を行いました。
6　令和9管理年度以降のTAC管理等に関する御意見	
・令和9管理年度以降の管理方法を検討するにあたっては、調査の拡充等による資源評価の精度向上に努めるほか、するめいか資源の来遊や分布等に係る特性を踏まえた適切な管理の方法等について、十分な情報の収集と議論を行ってもらいたい。 ・現行の資源評価に基づくTAC設定および管理手法が、実態に十分対応できていないことを示しており、資源評価手法の早急な検証と改善が必要である。	令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等は、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する予定としています。 資源評価については、その実施機関において、①海洋環境情報の早期把握、②稚イカが生存に適した海域に輸送されているのかシミュレーションによる確認、③漁獲サイズ前の個体の分布調査体制の強化、等を実施するとともに、漁期中の漁船の迅速な漁獲情報の収集・分析に努めるなど、精度向上に向けた取組が行われるものと承知しています。
7　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する御意見	
・資源管理の実効性を高めるためには、単なる総量管理にとどまらず、産卵期や小型個体中心の漁獲期など、資源に与える影響が特に大きい時期や状況に着目した管理が不可欠である。配分数量に達したことのみを理由に一律の採捕停止を行うのではなく、資源保全効果が高いと考えられる時期に計画的な休業を求めるなど、より科学的かつ実践的な管理手法を検討すべきである。 ・三陸の大臣許可漁業によく見られるが、過去最低のTACが設定された令和7管理年度もかなり小型のスルメイカが漁獲されている。TAC対象資源ならば、資源増大のために漁獲サイズも規制すべき。	漁業法は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、稚魚の生育その他の水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものと規定しています。本規定の下、科学的根拠に基づき必要な措置について検討してまいります。 なお、今回の小型するめいか釣り漁業者に対する採捕停止命令は、漁業法第33条第1項に基づき、当該大臣管理区分におけるスルメイカの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えたために発出したものです。
8　その他の御意見	
・採捕停止命令の発出に伴う休漁に対する所得補償を行うべき。 など、同趣旨の御意見が合計5件	採捕停止命令等により、一時的な減収が発生することが見込まれる場合には、積立ぷらすにより、減収の一部が補填されることとなっており、特に、スルメイカについては、本年4月から、積立ぷらすの強度タイプの対象となっているため、通常よりも手厚い支援としているところです。
・水産庁が資源管理を徹底すべき。魚種ごとに「日本全体のTACを決める」のではなく、最低でも「県ごとに」、しかし、それでは漁港間対立が起こるので「漁船ごとの」TAC管理が必要。	スルメイカTAC管理においては、複数の道県に数量管理を求めるとともに、大臣管理区分である「するめいか大臣許可いか釣り漁業」において、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることによる数量管理が行われています。漁業法は、漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、この漁獲割当てにより行うことを基本とすると定めており、他の沖合漁業(大臣許可漁業)においても、関係者の合意を得ながら、漁獲割当て管理に移行するよう取り組んでまいります。 　引き続き、適切な資源管理に努めていきます。
・資源管理を推進するうえで漁獲報告が重要であることに異論はないが、報告を求められる都道府県は自治体や漁協に丸投げをするばかりであり、末端の現場の混乱について検討されていない。クロマグロがそうであったように、業務が増える現場（漁協や漁業者）のコンセンサスが重要なため、しっかりと検討してほしい。	いただいた御意見については、都道府県の担当者に共有してまいります。水産庁においても、漁獲報告の重要性に対する理解醸成を図るとともに、漁業者や漁業団体、産地市場など関係者と協力して小型するめいか釣り漁業の漁獲量の迅速かつ的確な数量管理を行う体制の整備を進めてまいります。

変更事項4:「別紙2－51　ぶり」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

1　パブリック・コメント手続に関する御意見

1月23日にぶりTACに係る意見交換会が予定されているにもかかわらず、その前にステップ2へ進む前提でパブリック・コメントを始めるとはどういうことでしょうか。 結論ありきで、意見交換会は形式だけのものなのでしょうか。説明をお願いします。 意見交換会での意見を少しでも考慮するというのであれば、一旦「変更事項4「別紙2-51ぶり」における漁獲可能量の配分の基準等の変更」を削除したうえで、意見交換会以降にパブリック・コメントを始めるべきです。	資源管理基本方針の変更に係るパブリック・コメント手続きは行政手続法第39条の規定に基づき実施しているものであり、漁業法第11条第6項において準用する第3項の規定に基づく水産政策審議会への諮問を行う前に行っています。 他方、TAC意見交換会は、ステークホルダー会合で議論を行い、水産政策審議会への諮問を経て決定した漁獲シナリオを前提として、事前に、漁業者、加工流通業者などの自由参加の下、公開で意見を聞く機会を設けることを趣旨として任意で開催しているものでありますが、こちらも漁業法第15条第3項の規定に基づく水産政策審議会への諮問に先立って開催しています。 以上のように両者は、それぞれ独立した手続きであり、また、TACの設定・配分の案を対外的に示すためには、その根拠となる資源管理基本方針の変更案が具体化されていることが前提となるものであることから、TAC意見交換会の開催に先立って資源管理基本方針の変更に係るパブリック・コメント手続きを開始することについて、不適切な点はないものと考えます。

2　ステップ2における課題解決の取組に関する御意見

・本県においてぶりは、受動的な漁法である定置網漁業の漁獲対象種であるほか、海況の変化により急激に漁獲量が増える可能性のある魚種である。ついては、本格運用となるステップ3への移行前にステークホルダー等と十分な議論を行い、漁獲可能量による資源管理における混乱が生じることや、漁業者や水産加工業者の経営に深刻な影響を及ぼすことがないよう、柔軟な運用方法の検討と丁寧な説明を行っていただきたい。	ブリについては、沿岸漁業、特に定置漁業にとって最重要魚種の一つであることから、資源が健全な状態であるうちにステップアップ管理を進め、持続的利用の確保を確かなものとしていくことが我が国水産業のためには大変重要と考えています。 資源管理基本方針本則は以下のように定めています（第1の2の⑸の②）: ・ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ 、TAC管理について、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定する。 ・ステップ2においては、ステップ3以降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。 ・ステップ2の期間は2年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。
・目安数量が示され、ステップ2の管理に移行することとなるが、課題の洗い出しを行うステップ2の期間が2年間で十分なのか、まだ確証が持てないことから、2年間ありきではなく、しっかりと課題とその解決方法を検討し、合意形成を図ることを優先すべき。	
・ステップ2の期間中、配分枠の繰越し、繰入れ、融通等を含む試行に十分な時間をかけ、管理実行上の様々な課題の抽出と整理解決が図られるような仕組みを設けてもらいたい。特に国におかれては、国留保を最小限にして融通を推進するためにも、全国各県及び大臣管理区分間の協力関係の構築に支援をお願いしたい。	「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題」については、 ・　水産庁が主導して解決のための取組を行う課題 ・　各都道府県にて水産庁の協力を得ながら解決のための取組を行う課題 の二種類があります。 水産庁が主導して解決のための取組を行う課題としては、留保の設定、繰入れ・繰越しルール、配分の基準、数量明示/現行水準の基準、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等が該当すると考えており、これらについては対応の考え方を示したところです。 各都道府県にて水産庁の協力を得ながら解決のための取組を行う課題としては、現時点で、漁業者の理解醸成に関すること、ブリ漁獲数量の把握に関すること 、県内の管理区分の設定及び配分に関することが該当すると考えています。都道府県においては解決に取り組むための課題の明確化に向けて、また、参考となる自県の取組の共有に向けて協力の程よろしくお願い致します。 大臣管理区分と都道府県との間の融通については、他のTAC資源における取組を参考に、調整が円滑に進むよう努めてまいります。

3　遊漁に関する御意見

遊漁の実態調査を行うとともに、ブリTAC管理における遊漁の取扱いを明確にしていからステップ2に進むべき。	水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していきます。 遊漁による採捕実態の把握は、そこに至る最初の課題であると認識しています。遊漁による採捕量の把握に向けては、令和3年度に報告システムを構築し、関係団体、都道府県庁等を通じて自主的な報告に対する協力を依頼しているところです。加えて、遊漁船を利用した遊漁による採捕数量の推定手法を構築したところであり、当該手法を用いて府県において、登録されている遊漁船業者に対してヒアリングするなどしてその数量を算出していくことは今後の資源評価上も有効です。 なお、水産機構が令和5年に行った、過去の遊漁による採捕量に基づく試算では、資源に対して大きな影響はないと評価されています。
A県で遊漁船登録を受けた者が、外国（B国）人、C県に在住する人及び海なし県であるD県に在住する人3名を乗せ、E県海域でTAC対象となったブリを釣らせた。」このとき、報告義務があるのは誰であり、どこに報告すれば良いのか。	現時点では、遊漁による採捕は、ブリに係るTAC管理の対象としていないため、漁業法に基づく報告義務は生じません。遊漁による採捕量の把握に向けては、令和3年度に報告システムを構築し、関係団体、都道府県庁等を通じて自主的な報告に対する協力を依頼しているところです。
漁獲量が少ない都道府県にあっては、遊漁の取扱いと同等の管理を行うべき。	国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有しており（漁業法第6条）、国及び都道府県において、資源管理に適切に取り組むことが、水産資源の持続的な利用の確保に資するものであると考えます。

4　漁獲報告に関する御意見

A県に所属する漁業者がA県、B県及びC県海域でブリを漁獲した際、A県に所属する漁業者はどの県に漁獲量を報告すればよいのか。	A県の都道府県資源管理方針の下で定められた同県の知事管理区分において属する漁業者がブリを採捕した時は、A県に報告することとなります。
漁獲した海域を管理するA県、B県及びC県のそれぞれに報告を行った場合、報告義務違反に問われることがあるのか。違反があるとすればその根拠は何か。	具体的には当該漁業者による採捕が行われた知事管理区分を定めた都道府県知事が判断することになるものと考えますが、漁業法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告義務違反に問われる可能性はあります。

5　その他の御意見

瀬戸内海のような海域において府県がTACを管理することは、現状では困難である。府県に管理を押し付けるのではなく、水産庁が一括管理すべきである。府県が管轄する海面が、陸上の地図のレベルで境界を図示でき、一般国民が理解できるようになって初めて府県が管理できるものである。	TAC管理については、国において総量を設定し、漁獲実績を基礎とし、当該TAC資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定める基準に則して、都道府県及び大臣管理区分へ配分する仕組みとなっています。 国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有しています（漁業法第6条）。沿岸漁業については、地域ごとの漁業実態や資源利用の実態が多様であることから、地域の実情を把握している都道府県が管理に関与することは、その資源の持続的利用を確保する上で重要です。 海面の境界については、陸上の行政区域のように明確に図示できない場合もありますが、操業区域や漁業種類、関係漁業者団体等を通じて実態に即した管理が行われてきたと承知しています。加えて、TAC管理においては、ある都道府県資源管理方針の下で定められた知事管理区分における漁業者によるTAC資源の採捕については、当該都道府県に報告する枠組となっています。
定置網漁業者等の「権利」を有する者の操業を制限した際、「損失補償」が必要となるが、憲法第29条第2項の規定に基づき定められている漁業法第177条（及び第93条：制限条件の付与）をなぜ適用しないのか。	我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要があります。 このような状況に鑑み、漁業法において、漁獲可能量（資源管理のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量）による管理（漁業法第2章第3節）が、「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる」という法の趣旨を実施するための制度として定められ、「資源管理の基本（同法第8条第1項）」とされました。 当該制度は、有限な水産資源の持続的な利用を確保するという公共の福祉のために必要かつ合理的な規制措置であるため、合憲であり、対象となる水産資源を採捕する漁業者の皆様に等しく受忍いただくものと考えております。
問（法第11条第2項第5号） 農林水産大臣が定める「特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準」は、都道府県が管理管轄する区域に対して（属地）行われるのか、都道府県に属する人（属人）に対して行われるのか、回答をお願いします。	お尋ねのTAC管理に係る諸規定については、いずれも都道府県知事が定めた都道府県資源管理方針において規定される「知事管理区分」における採捕又は採捕者に適用されるものです。 　なお、「管理区分」については、漁業法第7条第2項において、「水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域及び漁業の種類その他の事項によつて構成される区分であつて、農林水産大臣又は都道府県知事が定めるもの」と定義されています。
問（法第14条） 都道府県が定める「資源管理方針」は、都道府県が管理管轄する区域（属地）に適用されるのか、都道府県に属する人（属人）に対して定めているのか回答をお願いします。	
問（法第15条第1項第2号） 農林水産大臣が定める「都道府県漁獲可能量」は、都道府県が管理管轄する区域（属地）に適用されるのか、都道府県に属する人（属人）に対して定めているのか回答をお願いします。	
問（法第16条） 都道府県知事が定める「知事管理漁獲可能量」は、都道府県が管理管轄する区域（属地）内の漁業種類等に対する配分なのか、都道府県に属する人（属人）が操業する漁業種類等に対してする配分なのか回答をお願いします。	
問（法第17条第3項） 都道府県知事が定める漁獲割当割合は、都道府県が管理管轄する区域（属地）に対して大臣から配分された漁獲可能量を配分するのか、都道府県に属する人（属人）に対して大臣から配分された漁獲可能量を配分するのか回答をお願いします。	
問（法第19条第1項） 都道府県知事が定める漁獲割当割合は、都道府県が管理管轄する区域（属地）に対して大臣から配分された漁獲可能量を配分するのか、都道府県に属する人（属人）に対して大臣から配分された漁獲可能量を配分するのか回答をお願いします。	
問（法第26条第1項） 都道府県知事が、本条項に基づき定めた採捕報告に関する規則の適用範囲は、都道府県が管理管轄する水面（属地）の区域内なのか、都道府県に属する人（属人）に係るものなのか、回答をお願いします。	
問（法第30条第1項） 都道府県知事が、本条項に基づき定めた採捕報告に関する規則の適用範囲は、都道府県が管理管轄する水面（属地）の区域内なのか、都道府県に属する人（属人）に係るものなのか、回答をお願いします。	
問（法第32条第2項） 本条項で定める「特定水産資源の漁獲量の総量」は、都道府県が管理管轄する水面（属地）の区域内のものなのか、都道府県に属する人（属人）に係る全てのものなのか、回答をお願いします。	
問（法第33条第2項） 都道府県知事が、本条項に基づき定めた採捕停止に関する規則の適用範囲は、都道府県が管理管轄する水面（属地）の区域内なのか、都道府県に属する人（属人）に係るものなのか、回答をお願いします。 また、本条項で定める「特定水産資源の漁獲量の総量」は、都道府県が管理管轄する水面（属地）の区域内のものなのか、都道府県に属する人（属人）に係る全てのものなのか、回答をお願いします。	

天然のブリの漁場が変化しており、北海道で水揚げされるものが非常に多くなりましたが、輸送などの関係もあり、スーパーの現場では、切り身にしても色合いがよくなく、値引きされてやっと売れるか、または安売りで売られています。ほかの水産資源が売れなくなります。一方で、養殖の供給源であるブリの稚魚の漁獲シーズンでは、うまく稚魚を獲れないという養殖業者からの声も聴きます。過去、水産庁からの解禁通達の時期が現場の漁獲状況と乖離していたのではないかという声も聴きます。水産資源観点だけでなく、どの場所でどのような漁獲が行われ、結果どのようにブリ類が販売されているか、それが実際どのくらい売り場や水産事業者にとって利益となっているかの検証をしていただきたいと思います。北海道産のブリをできるだけ現地で加工し、鮮度劣化というマイナス点を補う形ができるよう加工業者への補助制度(鮭加工からブリ加工への設備投資等)の更なる充実の検討などできないでしょうか。	北海道におけるブリの主な漁法は、定置網での漁獲となり、7月から11月に多数水揚げがあり、主な水揚げ場所は渡島地区(函館の近郊)となっており、北海道での漁獲量は、30年前は約900トン程度であったものが、昨年は16000トンの水揚げとなっており、海洋環境の変化とともに約20倍まで増加しています。 ぶり類の平均価格については、2025年(キロ単価:全国445円、北海道567円)は、2010(キロ単価:全国181円、北海道353円)年に比べ上昇傾向にあります。夏から秋に漁獲されるため、脂肪分が低く、お刺身などにはあまり向けられず、主に加工用原料(ぶりの照り焼き・西京漬けなど)になっているところです。 ブリをできるだけ現地で加工し、鮮度劣化というマイナス点を補う形ができるよう加工業者への補助制度(鮭加工からブリ加工への設備投資等)に関しては、「水産加工連携プラン支援事業のうち新たな鮮度保持技術の導入」で事業費の1/2の支援が可能です。支援を受けるにあたっては、加工業者を中心とした複数の関係者からなる連携協議会を立ち上げていただく必要があります。連携協議会の立ち上げや支援を受けるための事業計画策定のご相談は、(公社)日本水産資源保護協会(03-6680-4277)が無料で受け付けておりますので、ご相談ください。 また、水産加工業者が魚種転換や新商品の開発を行おうとする場合には、長期・低利の水産加工資金(日本政策金融公庫)を利用することが可能です。